

定例会報告

一般質問に登壇 (2020/9/16)

1. 防災対策について

- (1) 地域防災リーダーの育成について
- (2) 内水氾濫について

今回の7月豪雨では、避難が間に合わなかった方など残念ながら6名の方がお亡くなりになりました。

これまで県は日本防災士機構が認定する防災士を他県以上に養成していますが、講座と机上演習による資格で、実際のノウハウを習得できていないのが実情です。

そこで、今回、防災士の方々を対象に、内閣府も推奨している「地域防災指導員」の育成と認定を提案しました。

また、一度に大量の雨が降ると、側溝などの排水路だけでは流しきれなくなり、建物や土地・道路が水につかってしまう都市型氾濫である「内水氾濫」が問題となっています。

7月豪雨の際、大分市の住宅街の明礮地区などで内水氾濫により、床上浸水が起きました。最近、いたるところで大雨時に側溝から噴水のように水が噴き出している様子を見かけます。

そこで、県内の内水氾濫の状況と対策について尋ねました。



大分市荏隈地区の内水氾濫

答弁 本県では「地域防災指導員」と同様の趣旨で、消防・自衛隊・気象台OB等、防災の専門家による「大分県防災アドバイザー」を構成し、自主防災組織への研修講師等を2011年度から活動していただいている。防災士の活動と両輪で地域防災力を高めていきたい。

また、県内ではここ10年で床上・床下合わせて178戸の内水氾濫被害が出ている。対策例として、大分市の片島や光吉地区では雨水管の新設や排水ポンプ場の整備が進められている。

大分県として、県内市町村へ内水氾濫危険箇所の調査とハザードマップへの掲載を進めていくよう要請しました。

2. 新型コロナウイルス感染症に関わる問題について

- (1) コロナ禍に対する市町村支援について
- (2) 感染者の人権を守る取り組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県でも観光・宿泊産業や飲食・外食産業をはじめとして様々な業種で厳しい経営状況が続いています。そのため、非正規雇用の方などの雇用環境にも影響が及んでいます。

この苦しい期間を乗り越えていただくため、別府市のように会計年度任用職員として雇用するといった独自の手立てを講じているところもあります。県にはこのような市町村を支援し、行政が丸となって少しでも影響を小さくすることが求められているのではないかと考えます。

また、最近、感染した方々が多くの誹謗中傷を受けているという話を耳にします。感染が明らかになった医療機関の家族の方々が職場への出勤や保育園への登園の自粛が求められたという報道もありました。

茨城県、鳥取県や長崎県などいくつかの県では、啓発とともに被害者に支援や必要な措置、人権侵害に関する専門の相談窓口の開設、法的措置などを希望する場合には弁護士による相談も受けられるようになってきました。政府もクラスターが発生した飲食店への営業妨害について、対策を検討するワーキングチームを設置しました。

大分県でも、相談体制を整えるとともに、毅然とした態度で臨むべきだと考え、今後の対策について質問しました。

答弁 相談内容や被害の程度等に応じて、人権侵害事案は法務局、犯罪性があれば県警など関係機関と連携し解決を図っている。

新型コロナウイルス感染症に関しても、過剰な入店制限等の相談事例があったが、市町村と連携して、店舗の責任者に人権に配慮した対応について丁寧に説明し理解が得られたことで、早期解決に繋がった。

さらに県では、インターネット上での差別的書込みについて、随時検索を行っている。

新型コロナウイルス感染症に関わる専門の相談窓口の早期開設を求めるとともに、被害者の立場に立った対応や効果的な取り組みを要請しました。

なお、読売新聞でもこの質問が取り上げられました。

